

介護予防・日常生活支援総合事業
の事務処理について

平成28年12月21日
秋田県国民健康保険団体連合会
介護保険課

国保連合会への請求

○予防給付と総合事業の請求書の記載（訪問系・通所系・ケアマネジメント）

種別	予防給付		総合事業	
	様式	対象サービス種類	様式番号	対象サービス種類
請求書	様式第一 (介護給付費請求書)	介護予防訪問介護(61) 介護予防通所介護(65) 介護予防支援費(46)	様式第一の二 (介護予防・日常生活支援総合事業費請求書)	訪問型サービス(A1～A4) 通所型サービス(A5～A8) その他生活支援サービス(A9～AE) 介護予防ケアマネジメント費(AF)
明細書 (サービス)	様式第二の二 (介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書)	介護予防訪問介護(61) 介護予防通所介護(65) その他対象サービス(省略)	様式第二の三 (介護予防・日常生活支援総合事業費明細書)	訪問型サービス(A1～A4) 通所型サービス(A5～A8) その他生活支援サービス(A9～AE)
明細書 (ケアマネジメント)	様式第七の二 (介護予防支援費明細書)	介護予防支援費(46)	様式第七の三 (介護予防ケアマネジメント費明細書)	介護予防ケアマネジメント費(AF)

(ポイント) 請求書、明細書はそれぞれ(予防・事業)に応じた様式にて作成する。

○予防給付と総合事業の給付管理票の記載

種別	予防給付・総合事業共通	
様式	様式	記載方法
給付管理票	様式十一 (給付管理票)	「予防給付のみ」、「総合事業のみ」、「予防+事業」のいずれの場合であっても、限度額管理対象サービスについては、給付管理票は1枚にすべてを記載すること。 ※従来からの月途中変更時「要介護⇔要支援」における「介護サービス」と「介護予防サービス」混在型の整理と同様。

(ポイント) 給付管理票は内容に関わらず1件で作成する。

国保連合会への提出等

○各処理における総合事業対応は以下のとおり。

区 分	内 容
提出期限 (介護給付費請求の場合と同様)	インターネット請求及びISDN請求については、毎月10日(日付が変わるまで) 媒体請求及び紙請求については、毎月10日必着(10日が休祝日の場合は、前、直近の平日)
支払及び通知 (介護給付費請求の場合と同様)	支払 審査が終わった日の属する月の翌月の末日まで指定された金融機関口座へ振込み 通知 インターネット請求及びISDN請求 審査が終わった日の属する月の翌月の6日頃(伝送通信ソフトでの受信) 媒体請求及び紙請求 審査が終わった日の属する月の翌月の25日頃(郵送) ※支払決定通知書については、事業所番号ごと出力する。介護給付費支払額と総合事業支払額両方の支払がある場合にも通知書は総額が記載される(ただし内訳で確認できる)

介護予防ケアマネジメント費を請求

介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費

種類	要支援者			事業対象者
	給付	給付+事業	事業	事業
介護予防支援費(46)	○※1	○※1	—	
介護予防ケアマネジメント費(AF)	—	—	○※2	○※3

※1 要支援者が予防給付を利用した場合は、総合事業利用の有無に関わらず、「介護予防支援費」を国保連に請求する。

※2 要支援者が総合事業のみを利用した場合は、地域包括支援センターは市町村に介護予防ケアマネジメント費を請求する。ただし、市町村が国保連にAFの審査支払を委託している場合は、地域包括支援センターは国保連にAFを請求する。

※3 事業対象者が総合事業を利用した場合は、地域包括支援センターは市町村に介護予防ケアマネジメント費を請求する。

○総合事業の適用公費(対象公費のみ掲載)

別表2 保険優先公費の一覧(適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
13	特別対策(障害者施策)「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問型サービス(みなし)及び訪問型サービス(独自)
14	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス(みなし)及び訪問型サービス(独自)	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費(※)	訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス(みなし)及び訪問型サービス(独自)
15	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス(みなし)及び通所型サービス(独自)	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費(※)	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス(みなし)及び通所型サービス(独自)
16	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)「介護支援給付」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業を除く)の給付対象サービス	25	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業を除く)の給付対象と同様
17	生活保護法の「介護扶助」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業を除く)の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業を除く)の給付対象と同様

サービス種類と適用可能公費の関係

平成28年4月サービス分～(平成28年5月審査～)

適用優先順位	サービス種類コード・名称	公費給付率	公費本人負担	介護予防・日常生活支援総合事業															
				A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF	
				訪問型サービス(みなし)	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(独自/定率)	訪問型サービス(独自/定額)	通所型サービス(みなし)	通所型サービス(独自)	通所型サービス(独自/定率)	通所型サービス(独自/定額)	その他の生活支援サービス(配食/定率)	その他の生活支援サービス(配食/定額)	その他の生活支援サービス(見守り/定率)	その他の生活支援サービス(見守り/定額)	その他の生活支援サービス(その他/定率)	その他の生活支援サービス(その他/定額)	介護予防ケアマネジメント	
1	10:感染症37条の2	95	-																
2	21:自立通院	100	あり																
3	15:自立更生	100	あり																
4	19:原爆一般	100	なし																
5	54:難病公費	100	あり																
6	86:被爆体験者	100	なし																
7	51:特定疾患・先天性血液凝固	100	あり																
8	88:水俣病・メチル水銀	100	なし																
9	87:有機ヒ素	100	なし																
10	66:石綿	100	なし																
11	58:全額免除	100	なし	○	○														
12	81:原爆助成	100	なし	○	○			○	○										
13	25:中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12:生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

国保連合会における審査

○各処理における総合事業対応は以下のとおり。

区 分	内 容
一次審査 資格審査	<ul style="list-style-type: none">・基本的に介護(予防)給付と同様の審査内容。・事業対象者に係る資格審査の追加。・保険者独自サービスに対する審査の追加。
上限審査	<ul style="list-style-type: none">・基本的に介護(予防)給付と同様に、サービス事業所の請求は給付管理票との突合審査により決定・査定される。・また、限度額管理対象外サービス(A9～AE)については、給付管理票に記載されない為、給付管理票との突合審査は行わずに決定される。・介護予防ケアマネジメント費(AF)についても、給付管理票と突合されない。(市町村の委託(サービスコードAFの登録)がある場合は、給付管理票の提出がない場合でも支給決定される。ただし、事業対象者に係る介護予防ケアマネジメント費は委託対象外の為、返戻となる。)
事業所への 通知方法	<ul style="list-style-type: none">・返戻一覧表、過誤決定通知書等の各種帳票については、介護(予防)給付と総合事業に係る帳票は別帳票として出力。
過誤・再審査	<ul style="list-style-type: none">・処理の流れは、介護(予防)給付と同様。・各種帳票(保険者向け・事業所向け)については、介護(予防)給付と総合事業に係る帳票は別帳票として出力。